

# お知らせ

国では、令和3年8月17日（火）に「緊急事態措置を実施すべき期間」を令和3年9月12日（日）まで延長することが決定されました。

大阪府では、「緊急事態措置を実施すべき期間」が令和3年9月12日（日）まで延長されるとともに、緊急事態措置に基づく要請として、府民に対して、引き続き、「不要不急の外出（通院、生活必需品の買い出しなどは対象外）の自粛」や「不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控えること」等が要請されている他、「重症化リスクが高い40代・50代は特に感染防止対策を徹底すること」が新たに要請されています。

本市では、府の要請等を踏まえ、コミュニティセンターの利用について、引き続き、「利用人数を各部屋の収容定員の50%以内」、「開館時間を午後8時まで」とすることを決定いたしましたので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

また、午後8時以降の利用制限に伴い、ご利用をキャンセルされる場合で、既に利用料金をお支払い済みの方については、全額還付いたします。ただし、午後8時までの利用を希望される方（利用料金の還付はありません）には、夜間区分の利用料金（全額）をお支払いいただくこととなりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、利用者の皆さまには、緊急事態宣言下における不要不急の外出自粛等の要請を踏まえていただくとともに、改めて、ご利用の有無をご判断いただきますようお願いいたします。

ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。